

令和7年度（2025年度）第2回 熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議

日時：令和8年（2026年）2月2日（月）13時半～

場所：ウェルパルクまもと3階 すこやかホール

次 第

1 開 会

2 議 事

意見交換

- ・テーマ1 「地域における医療的ケア児等支援のコーディネート体制」について
- ・テーマ2 「次年度以降の議題」について

3 事務局連絡

4 閉 会

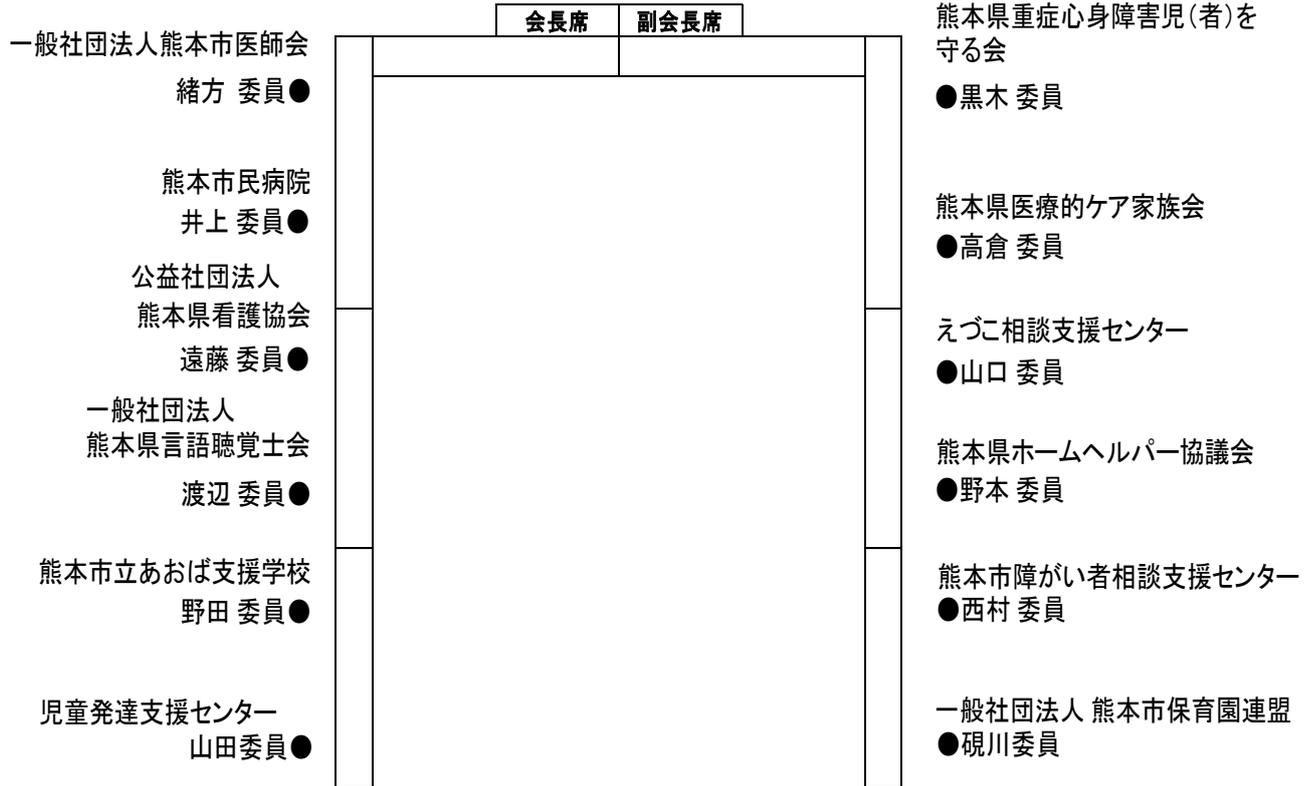
令和7年度 熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議 席次表

司会

くまもと江津湖療育医療センター
木下 委員 ●

熊本県医療的ケア児支援センター
(熊本大学病院小児科)
小篠 委員 ●

オブザーバー
熊本県障がい者支援課 ●



事務局



●教育委員会総合支援課
特別支援教育室

●保育幼稚園課

●子ども支援課

●障がいサービス課
課長 木原 薫

●障がい福祉課
主幹兼主査 鑪 憲一

●障がい福祉課
課長 小山 恭正

●障がい者支援部
部長 村上 史郎



●防災対策課

●防災計画課

●医療対策課

●健康福祉政策課

傍聴席

記者席

出入口

熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議委員 令和7年(2025年)4月1日時点

分野	団体名	委員氏名
保健機関・医療機関	一般社団法人 熊本市医師会	オガタ ケンイチ 緒方 健一
	熊本市市民病院	イノウエ タケシ 井上 武
	公益社団法人 熊本県看護協会	エンドウ サトミ 遠藤 里美
	一般社団法人 熊本県言語聴覚士会	ワタナベ 渡辺 ひとみ
医療型障害児入所施設	くまもと江津湖療育医療センター	キノシタ ヒロトシ 木下 裕俊
障害者関係団体	熊本県重症心身障害児(者)を守る会	クロキ ユカ 黒木 由佳
	熊本県医療的ケア家族会	タカクラ マキ 高倉 真樹
学識経験者	熊本県医療的ケア児支援センター (熊本大学病院 小児科)	オザサ シロウ 小篠 史郎
指定相談支援業者	えづこ相談支援センター	ヤマグチ ヨウコ 山口 陽子
指定障害福祉サービス事業者	熊本県ホームヘルパー協議会	ノモト ハルミ 野本 陽美
基幹相談支援センター	熊本市障がい者相談支援センター	ニシムラ メグミ 西村 恵美
児童発達支援センター	児童発達支援センター	ヤマダ ミキ 山田 美輝
保育所等	一般社団法人 熊本市保育園連盟	スズリカワ ワカコ 硯川 和歌子
教育機関	熊本市立あおば支援学校	ノダ タケオ 野田 健男

医療的ケア児に関する新規採用職員研修の実施について

1 概要

- (1) 対象：新規採用職員(R7.1、R7.4 採用)
- (2) 目的：医療的ケアが必要な子どもたちの生活や支援、災害時対応などについてまずは知ること。
- (3) 内容：第1回 医療的ケア児等の支援について① 動画視聴 約5分
第2回 医療的ケア児等の支援について②(医療的ケアについて) 資料参照
第3回 医療的ケア児等の支援について③ 動画視聴 約5分

2 研修概略

- (1) **1回目**：簡単な動画資料で「医療的ケア児」や「医療的ケア児支援法」について知ってもらう。

参考【動画資料抜粋】

医療的ケア児について

医療的ケア児とは、、

- ・医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き**人工呼吸器や胃ろう等**を使用し、たんの吸引や経管栄養などの**医療的ケアが日常的に必要な児童**のこと。
- ・従来は病院等の医療機関で生活することが多かったが、医療技術の進歩に伴い、**在宅（自宅）でも医療的ケア**を行いながら、家族とともに**地域で生活できる**ようになった。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

Point①

- ・「医療的ケア児」が法律上で定義され、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、国や**地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務**を負うことが明記された。

(基本理念) 抜粋

個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、**切れ目なく行われなければならない。**

- (2) **2回目**：医療的ケアに使用する医療機器の写真や説明図を見て「医療的ケア児」について知ってもらう。

※ 挿入写真は、R6.9.25 医療機器展示(第13回日本小児科在宅医療支援研究会開催記念講演会)にて撮影

※ 医療的ケアの説明は、横浜市「医療的ケア啓発パンフレット(令和3年3月31日第2版)」から引用

参考【動画資料抜粋】

酸素療法ってなあに？

酸素療法とは
 なんらかの原因で、酸素が十分に流れ回らないために、足りない**酸素**を補うことです。
 自宅では空気の酸素をつくる機器(酸素濃縮器)を置くことが多いですが、酸素ボンベを携帯することで、外出することもできます。

自宅で酸素濃縮器

外出用酸素ボンベ

① どうして酸素が必要なの？
 血液中の酸素が足りなくなると、体の中にいろいろな臓器に負担がかかります。大きな負担を引起こす危険があるからです。

② 酸素が足りない人が酸素療法をするとどうなるの？
 呼吸が楽になり、体が楽になります。また、集中力がよくなります。

③ 酸素ボンベは、それ自体で酸素をつくらなくてもいいです。しかし、酸素をいかに取り出し、どのように取り入れるか、重要です。ボンベの容量や酸素濃度をよく確認してください。



人工呼吸器ってなあに？

人工呼吸器とは
 呼吸を人工的に管理するための医療機器です。

① どんなときに人工呼吸器を使うの？
 なんらかの原因により、呼吸を止まったり、二酸化炭素を吸い取りにくい状態になったり、呼吸に必要な酸素が足りなくなると、自分で呼吸をするのが難しくなります。人によって使い方が異なります。

② 呼吸器の種類
 ① 非侵襲的
 人工呼吸器の中でも、鼻や口から空気を入れるタイプです。痛みや苦しさを感じにくく、寝ている間に使えます。
 ② 侵襲的
 気管切開をして人工呼吸器を直接気管に入れるタイプです。呼吸が楽になりますが、痛みや苦しさを感じることがあります。

人工呼吸器の種類

③ 人工呼吸器の仕組み
 人工呼吸器は、呼吸器と人工呼吸器をつなぐことで、呼吸を人工的に管理します。これは、呼吸器が「呼吸器」など、呼吸器を人工的に管理する、人工呼吸器について詳しく説明しています。

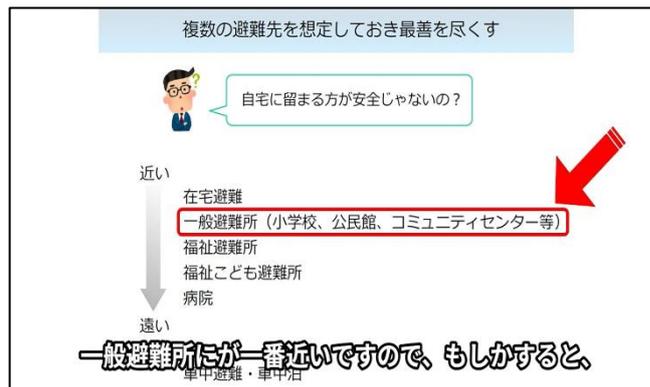
④ 人工呼吸器の使い方
 人工呼吸器の使い方は、医師や看護師の指導に従ってください。



- (3) **3回目**：医療的ケア児に関わる医師へのインタビュー動画を視聴し、「医療的ケア児」の生活や支援、

災害時対応などについて知ってもらう。

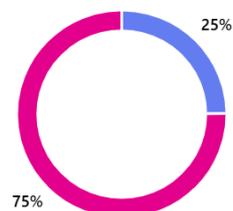
参考【動画資料抜粋】



3 研修受講後アンケート

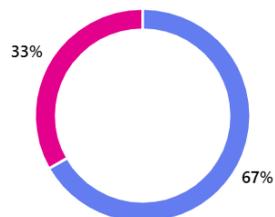
(1) あなたは、避難所担当職員ですか。(新規採用職員のうち避難所担当職員の割合)

- はい 25%
- いいえ 75%



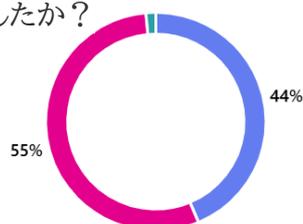
(2) 「医療的ケア」や「医療的ケア児」という言葉をご存知ですか。

- 以前から知っていた。33%
- 今回の研修を受けて初めて知った。67%



(3) 災害時における医療的ケア児への対応について理解できましたか？

- よく理解できた 44%
- ある程度理解できた 55%
- あまり理解できなかった 1%
- 全く理解できなかった 0%



感想(抜粋)

- ・ 医療的ケア児について詳しく知る機会がなく、今回の研修で初めて現状や制度を理解できた。
- ・ 全国で約 2 万人、県内にも多くの方が生活しており、身近な存在であることに驚いた。
- ・ 医療的ケア児本人だけでなく、24 時間介護を担う家族の負担も非常に大きいと感じた。
- ・ レスパイト支援や孤立防止など、家族を含めた包括的な支援の重要性を再認識した。
- ・ 災害時に医療的ケア児が避難してくる可能性を初めて具体的に想像できた。
- ・ 電源・水の確保や静かなスペースの確保など、避難所運営側の準備が急務であると感じた。
- ・ 医療機関だけでなく、行政・地域・学校・事業者が協力し、地域全体で支える体制づくりが必要だと感じた。
- ・ 「まず知ること」が支援の第一歩であるという研修の言葉が印象に残った。
- ・ 動画や資料が簡潔で分かりやすく、短時間でも集中して学ぶことができた。
- ・ 実際の声や事例が紹介されており、理解が深まった。



地域における医療的ケア児等 支援のコーディネート体制に ついて

令和8年（2025年）1月
障がい福祉課

1

1



熊本市の医療的ケア児数

- (1) 医療的ケア児数：157人
内訳：未就学児 76人
就学児 81人(ただし、うち40人は県教育委員会把握分の
ため、所在地不明)

- (2) 参考：所在区内訳（就学児40人除く）

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計（人）
未就学児	20	21	7	18	10	76
就学児	4	15	5	10	7	41
合計	24	36	12	28	17	117

2

2



(相談体制の整備) 医療的ケア児支援法から抜粋

- 第十二条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。



相談体制整備として・・・

- (1) 医療的ケア児等コーディネーター養成
- (2) 市町村コーディネーターの配置 (熊本市版)
- (3) ネットワーク会議の開催

3

3

医療的ケア児等コーディネーター養成及び市町村コーディネーターの配置



- 医療的ケア児等コーディネーター研修及びフォローアップ研修を行い、「医療的ケア児等コーディネーター」の充実を図る。
- 熊本市障がい者相談支援センター (9 か所) の相談支援専門員を「市町村コーディネーター」として選任
- 「熊本市障がい者相談支援センター」を医療的ケア児等の支援者として位置付けることで支援体制の促進を図る。

4

4

医療的ケア児等コーディネーター及び市町村コーディネーターの配置



医療的ケア児等コーディネーター

- ・相談支援事業所や特定相談支援事業所等に配置

医療的ケア児等コーディネーター養成研修（**基礎研修**）を受けた者

※令和元年度から令和7年度 終了者数 188名



市町村コーディネーター

- ・熊本市障がい者相談支援センター（9カ所）に選任

医療的ケア児等コーディネーター養成研修（**基礎研修**）を受け**基幹相談支援センターに在籍**する者（その後、**フォローアップ研修**を受講）

※令和7年度 市町村コーディネーター 20名

5

5

市町村コーディネーターの配置



熊本市障がい者相談支援センター（9カ所）

圏域	名称	電話番号	FAX番号	住所
中央区	熊本市障がい者相談支援センター ちゅうおう	096-285-7144	096-285-7137	〒860-0832 熊本市中央区萩原町3番21号1階B号室
	熊本市障がい者相談支援センター ウイズ	096-200-1571	096-200-1572	〒862-0972 熊本市中央区新大江3丁目20番3号
東区	熊本市障がい者相談支援センター 青空	096-237-6777	096-237-6757	〒861-8037 熊本市東区長瀬西3丁目1番35号
	熊本市障がい者相談支援センター きらり	096-237-7563	096-237-7516	〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目27番3号
西区	熊本市障がい者相談支援センター すてっぶ	096-276-6454	096-276-6456	〒860-0066 熊本市西区城山下代2丁目1番3号
南区	熊本市障がい者相談支援センター じょうなん	096-285-8757	096-285-8758	〒862-0962 熊本市南区田迎5丁目1番27号KSビル1階B号室
	熊本市障がい者相談支援センター 絆	0964-28-7799	0964-28-0040	〒861-4202 熊本市南区城南町宮地1050（城南まちづくりセンター内）
北区	熊本市障がい者相談支援センター アシスト	096-288-5012	096-288-5026	〒861-8001 熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目9番1号
	熊本市障がい者相談支援センター チャレンジ	096-215-9500	096-215-9501	〒861-5516 熊本市北区西梶尾町451番地1

6

6



市町村コーディネーターの役割

「**障がい福祉サービスの導入支援**」を中心に保健（保健師）、医療（医師、看護師等）、福祉（特定相談支援事業者等）、療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）、保育（保育士、幼稚園教諭）、教育（教師等）等の**多分野と連携し、情報共有を行いながら支援**のための地域づくりを推進する。

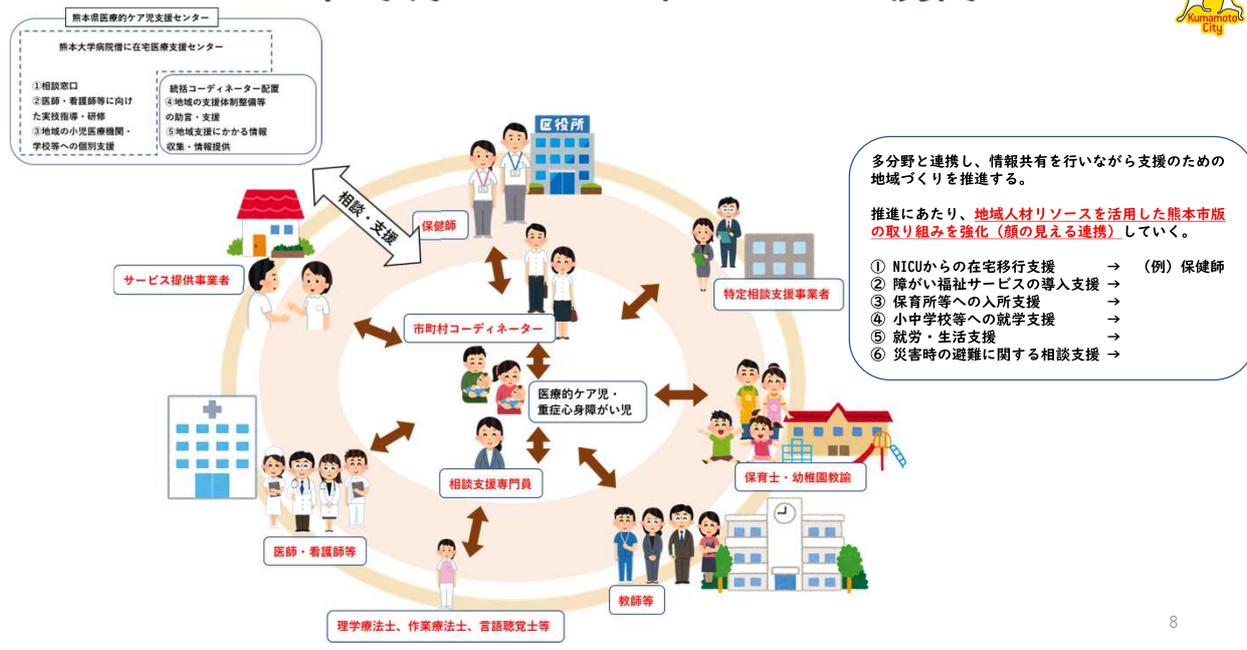
- 本人・家族の意向を汲み取り、アセスメントを行い、ライフステージにおいて先の見通した支援を行う。
- 必要に応じて医療機関、支援事業所、行政（保育・教育・障がい分野）等と連携して情報共有等を行う。
- 本人・家族を孤立させないように相談窓口の交通整理を行い、「誰を頼って良いか分からない状態」を防ぐ。

7

7



市町村コーディネーターの役割



8

8

いのち

熊本県生命の応援事業

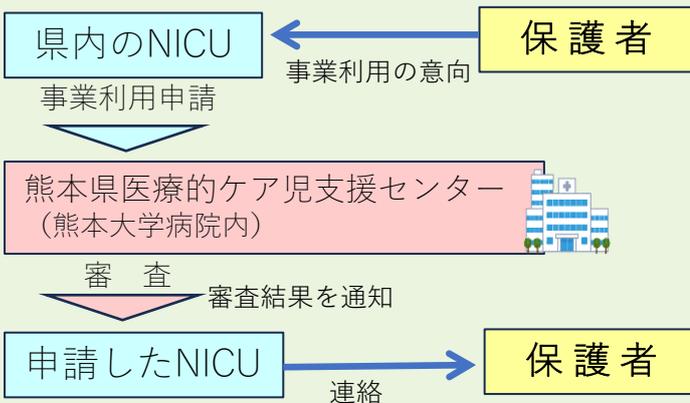
熊本県内の医療機関の新生児集中治療室(NICU)でのケアから在宅(県内)での生活へと移る医療的ケア児のうち、常時人工呼吸器を装着しているこども(以下「対象者」という)にとっては、災害などで電源が長時間使用できなくなると生命維持に直結する重大なリスクとなります。

そこで、県では、対象者とそのご家族が地域で安心して暮らせるよう円滑な在宅移行を応援するため、**非常用電源装置**を**最長で5年間貸与**する事業を新たにスタートしました。

ご相談や申請の受け付けを令和7年(2025年)10月31日から始めます。

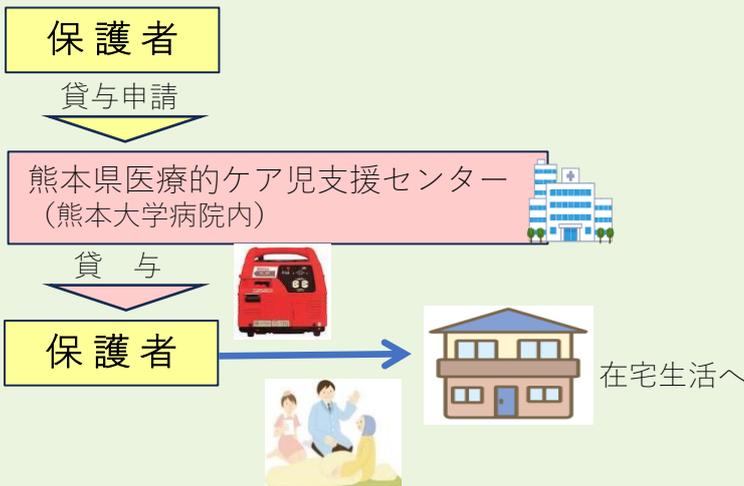
※事業利用には条件がありますので裏面をご確認ください

【①事業利用申請の流れ】

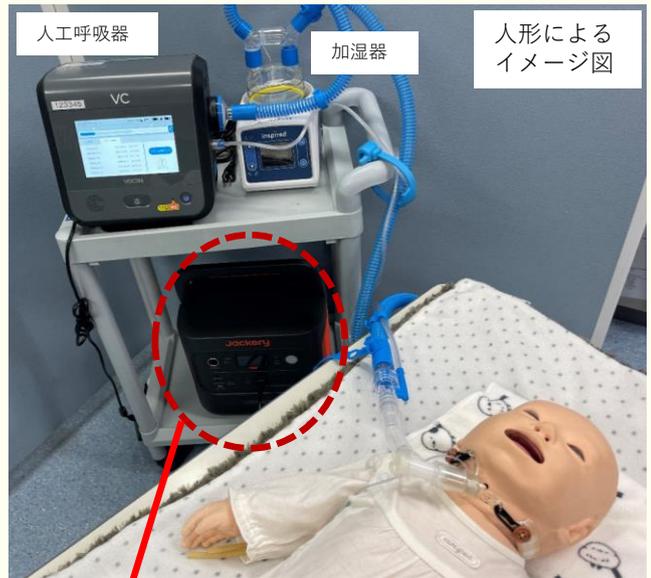


【②貸与申請の流れ】

※上記①で利用申請が認められた場合



「医療的ケア児」とは：日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、その他の医療行為）が必要なこどもをいいます



貸与する**非常用電源装置**：正弦波インバーター発電機 ※電力波形が正弦波に近い高品質な電力を供給できる発電機です。

【お問合せ先】

事業利用の相談や貸与に関するお問合せ・申請は

熊本県医療的ケア児
支援センター まで
(熊本大学病院内)



電話番号 096-373-5653
メールアドレス info@kumamoto-children.net
ホームページ <https://kumamoto-children.net/>

◎事業利用にあたっての主な条件

- ・装置の稼働に必要な保守管理費用（電気料金等）は利用者に負担していただきます。また、装置を失くしたり壊したりなど利用者にその責任が認められる場合には、修理費用等を負担していただくことがあります。
- ・お住いの市町村において装置購入への助成制度(給付や補助等)がある場合にはそちらの活用を優先していただきます。
- ・**貸与開始から6か月以内**にお住いの市町村へ**個別避難計画(*)の作成を申請**していただく必要があります。
- ・装置の使用状況及び状態並びに貸与の条件に合致しているかどうかを定期的（年に1回程度）に確認します。

(*)個別避難計画：高齢者や障がい者などのうちで自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者について、市町村において作成される避難支援等を実施するための計画をいいます。
なお、平時においては、お住いの市町村で条例などにより特別の定めがなければ、避難行動要支援者本人が同意を行う必要があります。



熊本県生命の応援事業についてのご質問にお答えします



Q:「常時」とは常に24時間装着しているということですか？

A:「常に24時間」とまではいきませんが、呼吸器を外すことができるのが概ね30分以内の「ほぼ24時間」装着している対象者を想定しています。

Q:すでにNICUから退院したのですが、この事業の利用を申請できますか？

A:令和7年(2025年)4月1日以降の退院であれば、事業利用の申請は可能です。

Q:熊本県外へ引っ越すのですが、そのまま貸与を受けることはできますか？

A:貸与は終了となりますので、装置は返還していただくことになります。

また、利用対象に該当しなくなった場合(人工呼吸器からの離脱等)も装置を返還していただくことになります。

Q:現在住んでいる市町村には非常用電源装置購入への助成制度(*)があります。この場合、熊本県生命の応援事業とどちらを利用するか選ぶことはできますか？

A:お住いの市町村における装置購入への助成制度(給付や補助等)の活用が優先されます。

なお、市町村に制度はあるけれど活用できない(例えば、障害者手帳を持っていることが条件となっているが、手帳申請の対象となっていない等)場合には熊本県生命の応援事業の利用申請は可能です。

(*)令和7年10月現在、熊本市、八代市、水俣市、上天草市、天草市、宇土市、玉東町、南関町。

Q:事業の利用や貸与についてどちらに相談したらよいですか？

A:熊本県医療的ケア児支援センター(連絡先は表面を参照)へお尋ねください。このセンターでは、県からの委託により事業利用のご相談から貸与・管理にいたる一連の運用を行っています。

Q:個別避難計画はどのように作成すればよいですか？

A:お住いの市町村へお尋ねください。

なお、熊本県医療的ケア児支援センターでは、貸与を受けられた方(申請中の方も含みます)を対象に個別避難計画作成支援のための研修会(令和8年(2026年)1月29日(木)予定)を開催します。

令和7年度（2025年度）第2回 熊本市重症心身障がい児等在宅支援
ネットワーク会議

熊本県生命の応援事業について

令和8年(2026年)2月2日

熊本県障がい者支援課

◎熊本県生命(いのち)の応援事業

1 目的

熊本県内の新生児集中治療室を有するNICU医療機関でのケアから移行し在宅(県内)で常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児(*)に対して、災害時において生命維持に必要不可欠となる非常用電源装置を確保することにより、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう在宅への円滑な移行を支援する。

*医療的ケア児：日常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、その他の医療行為)が必要なこどもをいいます。

2 内容(※ご相談や申請の受け付けを令和7年(2025年)10月31日から開始)

【期間は最長で5年間】

熊
本
県

熊本県医療的ケア児支援
センターへ業務を委託

貸与

非常用電源装置

NICU医療機関から
在宅へ移行

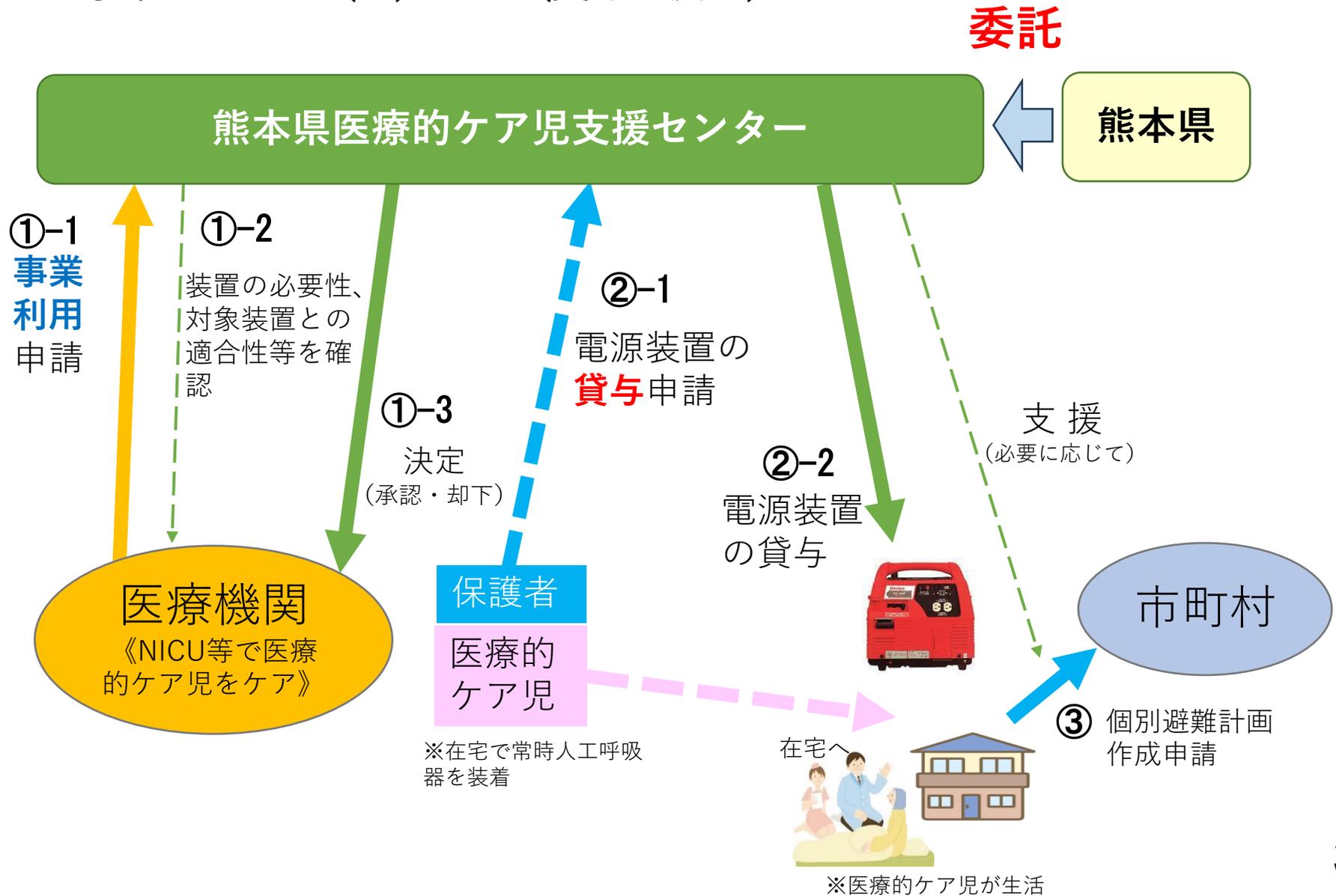


※常時人工呼吸器を装着し
ている医療的ケア児が生活

(主な条件)

- ・装置の稼働に必要な保守管理費用は利用者の負担
- ・居住地市町村において、非常用電源装置確保への助成制度がある場合にはそちらの活用を優先
- ・貸与開始後6か月以内に居住地市町村へ個別避難計画の作成を申請

3 事業スキーム (2) (貸与の流れ)



4 期待される効果

- 在宅で常時人工呼吸器等を装着する医療的ケア児とその家族
 - ・災害時の生命の危機への不安が軽減される
- 市町村
 - ・個別避難計画作成の促進に資する
 - ・医療的ケア児の受け入れ態勢を早期に整えることに資する
- NICU等で医療的ケア児をケアする医療機関
 - ・医療的ケア児の早期の円滑な在宅移行への支援につながる

5 医療的ケア児に係る個別避難計画作成研修会

(主催：熊本県医療的ケア児支援センター)

○日時：令和8年(2026年)1月29日(木) 10:00~15:30

○会場：くまもと森都心プラザ

○参加対象者：

- ・熊本県生命の応援事業による非常用電源装置の被貸与者(申請中の場合を含む)の保護者
- ・市町村の担当者等



市民公開講座

「医療的ケア児者・重症児者の防災」

2025年10月31日から「熊本県生命の応援事業」が始まりました。2025年4月以来にNICUを経由して退院した常時人工呼吸器装着児に、非常用電源装置を貸与する県事業です。個別避難計画を作成することが貸与条件のひとつになっています。「熊本県生命の応援事業」の対象者が優先ですがそれ以外の医療的ケア児者・重症児者も参加できます。



<午前の部>
10時00分～12時30分

「過去の災害から学び、明日へ備える
～話して気づく、わたしたちの防災
ワークショップ～」

【講師】

●早田 蛍 氏

気象防災アドバイザー、防災士、気象予報士

【内容】

- (1) 講話
- (2) ワークショップ
- (3) ハザードマップをみてみよう
- (4) マイタイムラインを作ろう

*マイ・タイムラインとは
災害が起こる前から、
「いつ・誰が・何をするか」を
時系列で整理しておく、自分（家族）
専用の避難行動計画です。個別避難
計画を作成する際の基本的な考え方
（指針）となります

<午後の部>
13時30分～15時30分

「個別避難計画づくりと防災さんぽの実践」

【内容】

- (1) 講話「個別避難計画を作ってみよう」
熊本県医療的ケア児支援センター
副センター長・医師 小幡史郎
- (2) 事例報告「防災さんぽしてみよう」
熊本県医療的ケア児支援センター
統括コーディネーター・
社会福祉士 宅島恵子
- (3) グループワーク

*当事者・ご家族・支援者おひとり
での参加も可能ですが、可能な範囲
で支援者の方にもお声がけいただき、
ご一緒に参加いただくことで、より
実践的な避難計画につながります

2026年
1月29日(木)
10:00～15:30

【会場】くまもと森都心プラザ 5階 プラザホール
〒860-0047 熊本県熊本市西区春日1丁目14-1

【開催形式】会場での対面開催

【参加費】無料【募集締め切り】1月21日(水)

【定員】50名 *定員に達した場合締め切りさせていただきますので、お早めにお申し込みください

【対象】医療的ケア児者・重症児者の当事者・

ご家族とその支援者

*エレベーターが狭いため当事者ご本人の参加は事前にご相談ください



【お申し込み】右下QRコードからお申し込みください
(熊本県医療的ケア児支援センター)

e-mail: sourizaitaku@kuhkumamoto-uac.jp TEL 096-373-5653

主催：熊本県医療的ケア児支援センター/熊本大学病院小児在宅医療支援センター
熊本小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会

*午前のみ午後のみでも
参加できます

詳細はお申し込みの
際にご確認ください



テレビ熊本（TKU）

県政広報番組『GO！くまモン☆ナビ』
で放送しました

令和8年（2026年）1月30日（金）
午後8時54分～午後9時

『GOくまモン☆ナビ』で検索して
みてください。



【参考】医療的ケア児に関する実態調査（R6）より

熊本県内の各圏域別の医療的ケア児の人数

令和6年度（2024年度）調査

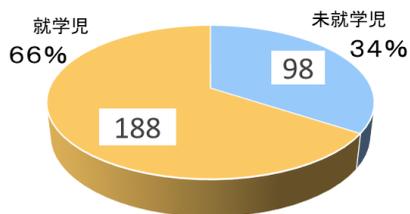
（熊本県が市町村等を通じて調査。基準日：R6.5.1）

352人

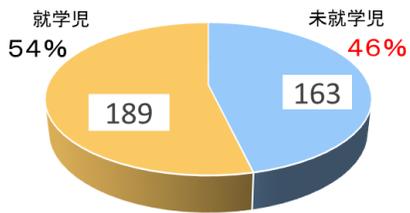
（内、未就学児**163**人）

就学児・未就学児の割合の比較

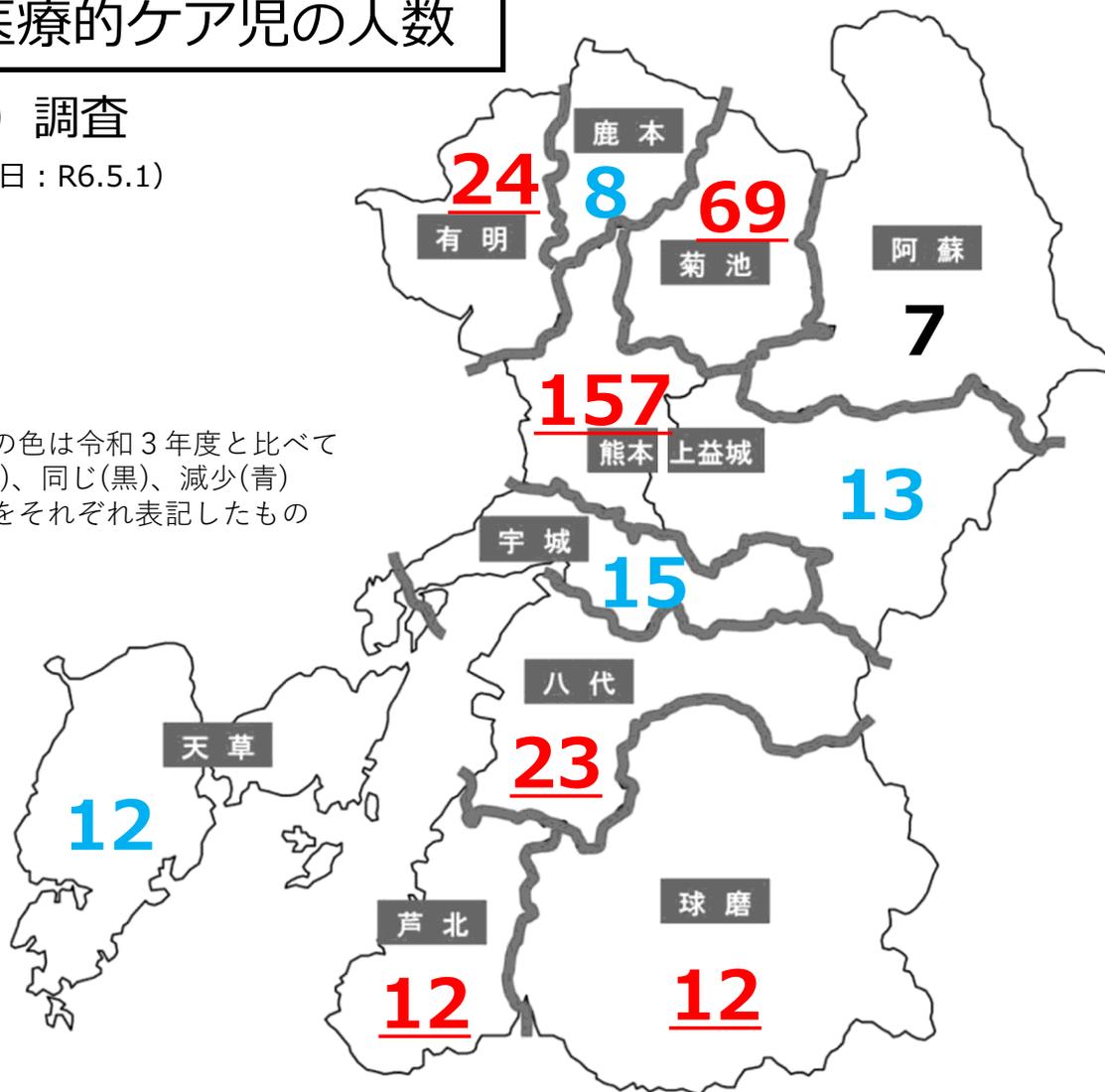
就学児・未就学児の割合（令和3年度）



就学児・未就学児の割合（令和6年度）



※人数の色は令和3年度と比べて増加(赤)、同じ(黒)、減少(青)の傾向をそれぞれ表記したもの



* 就学児は、文部科学省が県や市町村の教育委員会を通じた調査によるもので、学校において看護職員等が医療的ケアを行っている医療的ケア児
 * 未就学児は、市町村が把握している医療的ケア児